

(公告様式)

公 告

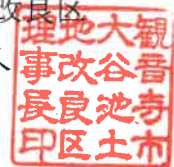
土地改良法第48条3項の規定により、下記事項を記載した書類とともに土地改良区が新たに行おうとする 水田活用促進緊急基盤整備事業 安井第3地区の認可申請をしたい旨を公告する。

なお、この事業の施行に係る地域内にある農用地の所有者でその農用地について耕作もしくは養畜の業務を営まないものまたはこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用 収益している者でその農用地または土地について、この土地改良区の行う土地改良事業に参加しようとする者は、同法第3条の規定により令和 7年 9月29日までに観音寺市農業委員会に申し出られたい。

令和 7年 9月17日

観音寺市大谷池土地改良区

理事長 白川 正久



記

1. 土地改良事業計画概要
2. 変更後の定款及び規約(定款、規約の変更を伴うとき)
3. 特別徴収金の徴収について
4. その他必要な事項

土 地 改 良 事 業 計 画 概 要 書

水田活用促進緊急基盤整備事業 安井第3地区

第一章 目 的

本地区は圃地の面積が小さく、進入路も狭隘なため、耕作に多大な労力を要している。このため、本事業により農地の区画整理と併せて農道、用排水路の整備を実施し、農用地の集団化・汎用利用等により事業効果を高め、将来の中・大型農業用機械に対応し、営農労力の節減及び高生産農業の促進を図るものである。

第二章 地域の所在及び現況

- (1) 所 在
- 本地区は観音寺市大野原町に所在しており、観音寺市の中部に位置している。
- (2) 地 形
- 本計画地区は観音寺市の中部に位置し、地形は標高 27m～ 32mである。
- (3) 土質・土壌
- 地質は、団結火成岩（花崗土）を母体とする水積層。砂や粘土が大半を占める。土壌は、灰色低地土壌である。
- (4) 気 象
- 瀬戸内海式気候に属し、平均気温は16.3℃、年間降水量は1,100mm前後である。
- (5) 水利状況
- 本計画地は主にため池等施設より、用水管理が行われている。
- (6) 営農状況
- 水稻を主体とし、レタス・玉ねぎ等野菜を作付けしている。
- (7) 地域環境の概況
- 地域の環境は、市の中部に位置し、地区の周辺は農地に囲まれた、緑豊かな自然環境である。

第三章 基本計画

1. 計画の要旨
- 自然環境を守りつつ、農用地の区画整理を実施し、併せて農道、用排水路の整備を一体的に施工し、農地の集団化を図り機械の導入による農作業の省力化により農業の生産性の向上に努める。

2. 主要工事
- 整地工

A =4.5 ha

用水路工(パイプライン)

L = 1,080m
- 道路工

L = 1,340 m

排水路工

L = 1,298m

- 第四章 工事及び維持管理の要領
- 圃場整備工事及び地区内農用地の保全、又は利用上必要な施設の管理は、観音寺市及び受益者において管理する。

- 第五章 換地計画の要領
- 別紙のとおり

- 第六章 費用の概算
- 概算事業費 140,000,000 円

- 第七章 効 用
- 農業機械、農業用施設の効率化を図るとともに、中核的農家に面的集積を行い、水稻を中心とした野菜等の複合経営を推進し、経営規模拡大に資する。

- 第八章 他の事業との関係
- 該当なし

- 第九章 計画概要図
- 別紙添付

換 地 計 画 の 要 領

1. 換地計画樹立の必要性

本事業の土地基盤整備において、区画形質の変更、移動等を伴うことから換地計画の樹立を必要とする。

2. 換地計画樹立の基本方針

(1) 従前地の地積の基準

換地交付の基準とする従前地の地積は、土地改良事業計画認可の日の登記簿地積とする。ただし、左記の日から2ヶ月以内に測量士、測量士補又は土地家屋調査士の測量した実測図面及び隣接所有者の同意書を添付して申し出があった場合には、その申し出のあった地積とする。

(2) 農用地集団化の方針

区 分 換地区名	地帯別、グループ別団地の設定	個 人 別 換 地 の 方 法		
		位 置 選 択	1戸当たり 目標団地数	区 画 畦 畔 の 取 り 扱 い
全 区	該 当 な し	換地は各人の従前地が最も密集した位置を中心に集団化する。 密集した位置がいくつかに分かれているときは、2箇所を限度としてできるだけその者の住居に近い密集地を選んで集団化する。	1 団地	畦畔は、移動畦畔とする。 畦畔は、配分面積に応じて移動して定めるものとする。 配分区画の設定に当たり、短辺が5 m以下となるような設定はしない。

(3) 非農用地の換地方針

区 分 換地区名	種 類	非農用地区域の位置の概略	面 積 (㎡)	換地の手法	換地取得予定者	その他
全 区	宅地	観音寺市大野原町中姫字神田	80	異種目換地		
	宅地	観音寺市大野原町中姫字下安井	50	特定用途用地換地		
	宅地	概ね従前どおり	820	特定用途用地換地		
	宅地	観音寺市大野原町中姫字下安井	90	異種目換地		
	宅地	観音寺市大野原町中姫字下安井	500	異種目換地		
	宅地	観音寺市大野原町中姫字下安井	500	異種目換地		

(4) 評価の方法

標準地よりの増減点方式

(5) 清算の方法

比例地積清算

徴収又は支払いの時期及び方法

換地処分公告の日の翌日から1ヶ月以内に一括して徴収、又は支払いをする。

3. 土地改良法第5条第6項に規定する市有地等の編入承認に係る地積

(単位 : m^2)

区 分 用 途	公 用 公 共 用 地				一般国有地	合 計
	国 有 地	都道府県有地	市町有地	計		
道 路	—	—	2,116.29	2,116.29	—	2,116.29
水 路	—	—	1,296.33	1,296.33	—	1,296.33
計	—	—	3,412.62	3,412.62	—	3,412.62

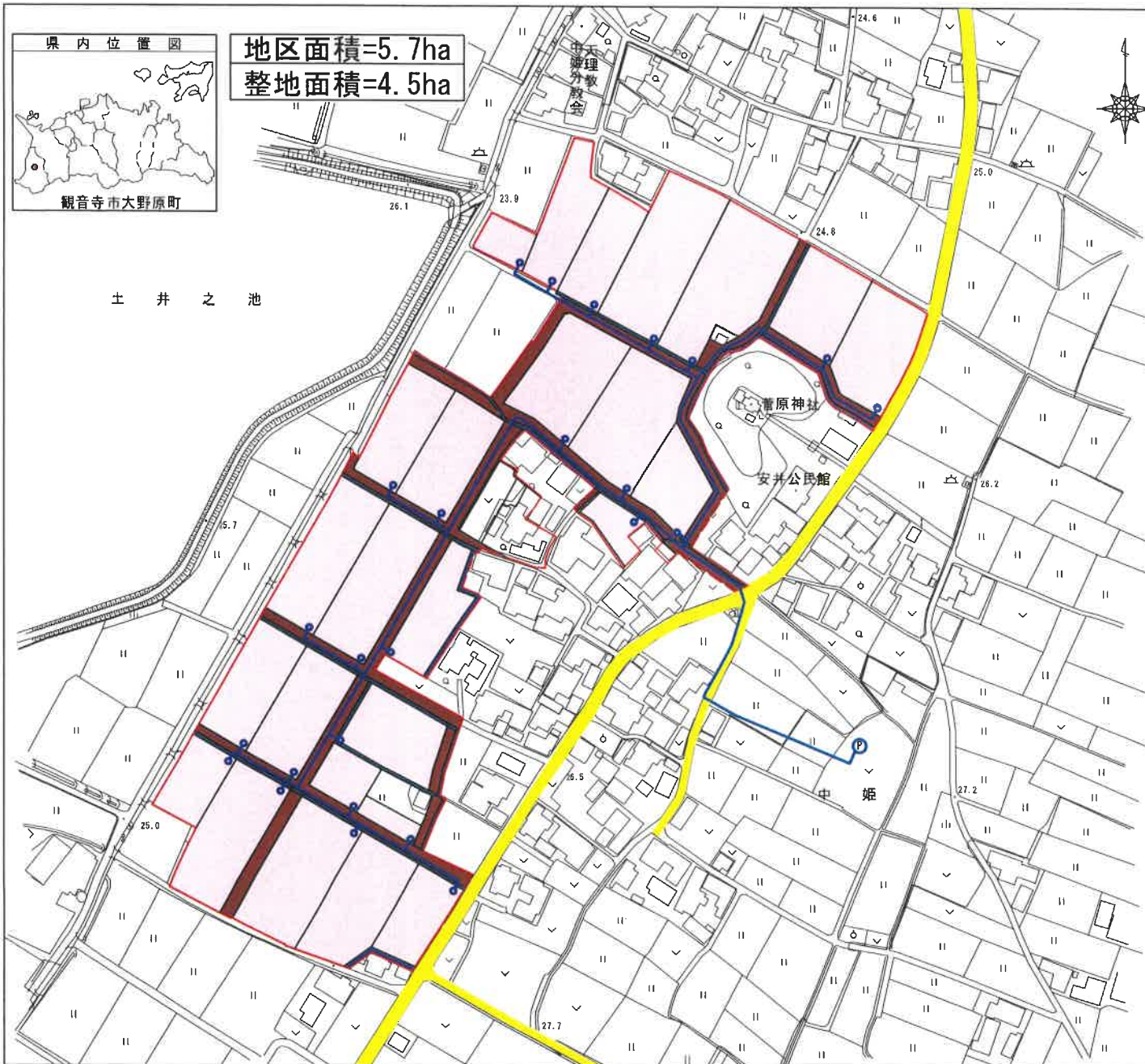
4. 換地処分の時期に関する特則

該 当 な し

計画概要図 安井第3地区

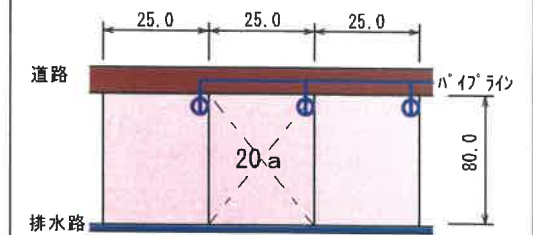


地区面積=5.7ha
整地面積=4.5ha

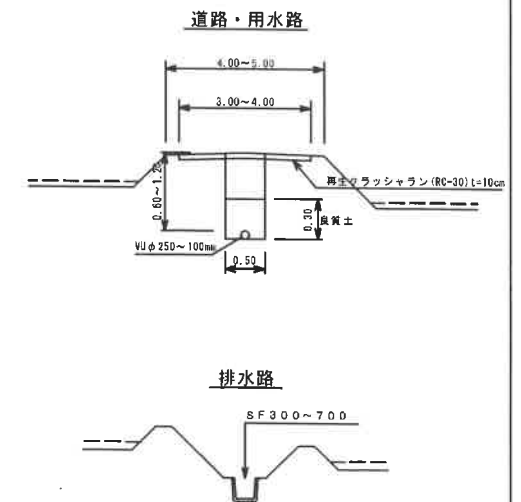


土井之池

標準区画割図



標準断面図



凡 例		
整地工		市道
道路工		県道
パイプライン		
水路工		

(安井第3地区)

地域を記載した書面(民有地、土地改良区)								備 考
区分	地目	観音寺市				合 計		
		大野原町青岡		大野原町中姫				
		筆数	面積(ha)	筆数	面積(ha)	筆数	面積(ha)	
民有地	田			69	5.2	69	5.2	
	畑							
	雑種地							
	宅地			3	0.1	3	0.1	
	道路			10	0.0	10	0.0	
	水路			1	0.0	1	0.0	
	小計			83	5.4	83	5.4	
改良区	道路							
	水路			1	0.0	1	0.0	
	小計			1	0.0	1	0.0	
合 計				84	5.4	84	5.4	

地域を記載した書面(公(共)有地)								備 考
区分	地目	観音寺市				合 計		
		筆数	面積(ha)	筆数	面積(ha)	筆数	面積(ha)	
	道路						0.2	
	水路						0.1	
	ため池						0.0	
	合計						0.3	

特別徴収金の徴収について

水田活用促進緊急基盤整備事業 安井第3地区 の施行にかかる地域内の土地につき、土地改良法第113条の3第2項の規定に基づく公告のあった日（その公告において工事完了の日が示されたときには、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して8年を経過しない間に当該土地をこの事業の計画において予定した用途以外の用途（以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合、又は当該土地をみずからも目的外用途に供した場合には、同法第36条の3第1項の規定により定款の定めるところにより特別徴収金を徴収することがある。

令和 7年 9月17日

観音寺市大谷池土地改良区

理事長 白川 正久

